

特 記 仕 様 書

業 務 委 託 名 水利使用許可申請書作成業務
業務委託場所 大津市給水区域

第1章 総 則

1. 適用

本業務委託は、本仕様書に従い行わなければならない。本仕様書に定めのない事項については、法令等に準拠するものとする。

2. 業務目的

本市水道事業では、淀川水系琵琶湖を水源とする水利使用許可を受けており、その使用期限は、令和8年3月31日である。

本業務委託は、水利使用許可の更新を行うため、八屋戸、真野、柳が崎、膳所、新瀬田浄水場の浄水場系統ごとの水需要予測及び水利使用許可申請（更新）に係る書類作成を行うことを目的とする。

なお、本市の給水人口は342,513人（令和6年3月末実績）である。

3. 大津市企業局の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底）

- 1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 個人情報の保護

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

5. 管理技術者

- 1) 受託者は、当業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3) 管理技術者には技術士（上水道及び工業用水道部門）を配置すること。
- 4) 管理技術者は、次項5）に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

6. 照査技術者及び照査の実施

- 1) 受託者は、当業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 2) 照査技術者には技術士（上水道及び工業用水道部門）、RCCM（上水道及び工業用水道部門）又は、これと同等の能力を有する技術者（建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者に

限る)等の資格保有者を配置すること。

3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその結果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者が監督職員に差し出すものとする。

7. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

8. 法令等の遵守

受託者は、当業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

9. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

10. 秘密の保持

受託者は、当業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

11. 委託期間の設定

本委託にて設定する委託期間には、占用その他関係機関との協議日数を含むものとする。

12. 打合せ等

1) 当業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2) 当業務等着手時、及び特記仕様書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

4) 下記の時期に担当課と打合せを行う。なお、打合せ内容をコピー用紙（A4版程度）に記載し、担当課に提出する。

イ) 契約直後

ロ) 基本データ整理後

ハ) 河川申請書案作成後

ニ) 成果報告

13. 関係機関との協議及び申請書類等の作成

受託者は、本業務に関係する法規制に係る関係機関への申請書類及び他企業、関係者との協議用資料、説明用資料等の関係書類については、その都度作成し、必要部数を提出するものとする。なお琵琶湖河川事務所との協議において、基本的には本市にて調整・実施するものとするが、同席し説明等の補足を行うこと。また、当該協議結果を詳細に記録し、随時書面で報告するものとする。

①河川法（琵琶湖）第23、24条における河川協議等占用許可申請書類（案）等の作成

なお前回水利権更新申請書は、電子データを本市より提示する。

②その他関係法令等の調査及び調査の結果必要となった各種申請に係る協議及び申請書類等

の作成

1 4. 業務計画書

1) 受託者は、業務目的・主旨を理解したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、下記に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- | | |
|---------------|------------|
| ①業務概要 | ②水需要予測業務 |
| ③業務工程 | ④業務組織計画 |
| ⑤打合せ計画 | ⑥成果品の内容、部数 |
| ⑦使用する主な図書及び基準 | ⑧連絡体制 |
| ⑨その他 | |

2) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

3) 監督職員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1 5. 従業員の健康状態の確認

1) 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

2) 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時においては、監督職員は受託者に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

第2章 業務

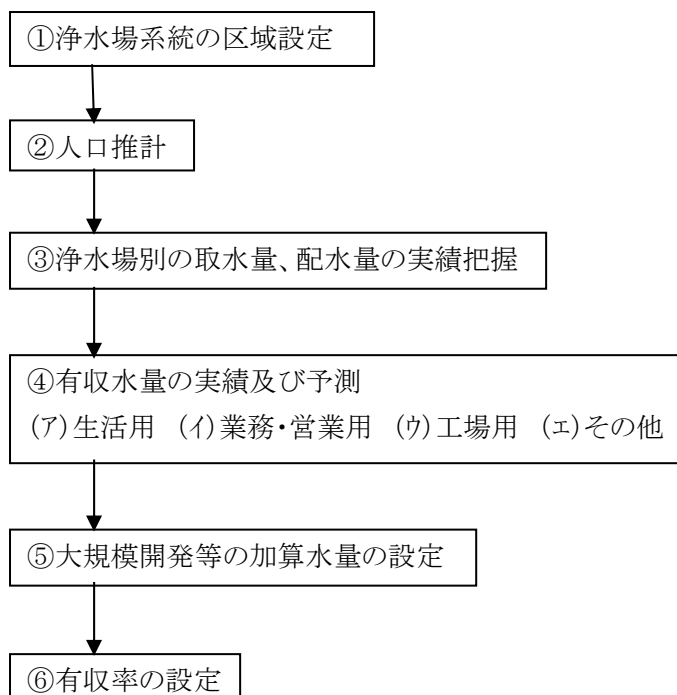
1. 業務内容

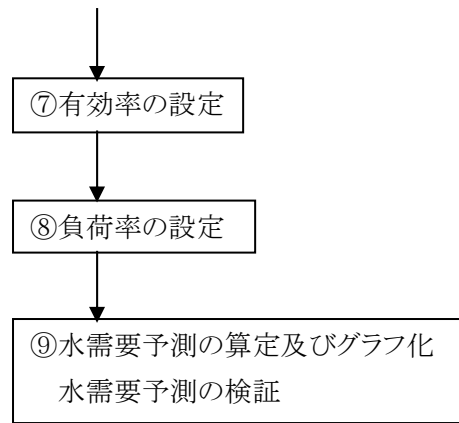
本業務内容は、八屋戸、真野、柳が崎、膳所、新瀬田浄水場の浄水場系統ごとに以下の項目を行うものとする。

- ① 水需要予測
- ② 水利使用許可申請に係る書類作成

2. 水需要予測

水需要予測の概略フローは、以下のとおりとする。





1) 浄水場系統の区域設定

八屋戸、真野、柳が崎、膳所、新瀬田浄水場の浄水場系統の区域の分割は、本市から提示する。提示書面は、町単位で系統区域の分割をした帳票及び概略の区域分割線を表示した図面とする。なお、一つの町が複数の系統に分割される場合は、その振り分け率を設定している。

受託者は、上記の帳票に誤りがないかのチェック及び水利使用許可申請（以下「許可申請」という。）に添付可能な区域設定を示す図面を作成するものとする。

2) 人口推計

①人口推移

平成27年度から令和6年度までの過去10年間の人口推移の実績（町別・学区別）及び前述1)の振り分け率による浄水場系統別の集計結果については、本市から提示する。

②人口推計

令和7年度から令和17年度までの人口推計を本市から提示する。

受託者は、1)の区域設定の振り分け率により、上記の人口推計を浄水場系統別に集計するものとする。

3) 浄水場別の取水量、送（配）水量、作業用水量の実績

平成27年度から令和6年度までの過去10年間の各浄水場別の取水量、送（配）水量、作業用水量及び負荷率の実績については、本市から提示する。

なお、実績値は、過年度での浄水場系統の区域変更が含まれるため、1)で設定した区域と整合しないところがあるので留意すること。

受託者は、実績の確認、把握を行うものとする。

4) 有収水量の実績

平成27年度から令和6年度までの過去10年間の有収水量の実績については、本市から提示する。

なお、有収水量の実績は、町別、学区別に集計し、さらに大分類（生活用、業務・営業用、工場用、その他）で用途分類したものである。

受託者は、1)の振り分け率により浄水場系統別・大分類用途別に有収水量実績を集計・整理するものとする。

5) 有収水量の予測

受託者は、4)の実績に基づき、令和7年度から令和17年度までの浄水場系統別有収水量を予測するものとし、用途別（大分類：生活用、業務・営業用、工場用、その他）に行うものとする。

6) 生活用有収水量の算定

①浄水場別人口予測は、学区別人口予測を町別按分率に振り分けて、浄水場系統別に積み上げにより算出するものとする。

②普及率は、令和6年度の浄水場別普及率を算定し、令和17年度に100%になるように年度別に配分するものとする。ただし、検討により100%とならない事由が生じた場合はこの限りでない。

③浄水場別の給水人口予測は、①人口予測×②普及率で算定するものとする。

④生活用原単位の実績

浄水場別生活用原単位について、平成27年度～令和6年度の過去10年間の実績を算定するものとする。

算定方法は、4)で整理した浄水場系統別生活用有収水量を、[2)①で算出した浄水場別人口×普及率]で除した数値を算出するものとする。

⑤生活用原単位の予測

上記④で算出した実績をベースに、水道設計指針・予測7法で令和7年度～令和16年度までの今後10年間の予測値を算出するものとする。

(予測7法)

年平均増減数、年平均増減率、べき曲線式、修正指数曲線式、ロジスティック曲線式、逆修正指数曲線式、逆ロジスティック曲線式

※逆ロジスティック曲線式の飽和値については、検討数値を挙げること。

予測7法での結果の内、相関係数の最も高いものを予測値として採用するものとする。

⑥生活用有収水量の予測

浄水場別生活用有収水量について、令和7年度～令和17年度の予測を算定するものとする。
算定方法は、③の浄水場別の給水人口予測値に、⑤の生活用原単位の予測値を乗じた数値を算出するものとする。

7) 業務・営業用有収水量の算定

①浄水場系統別の業務・営業用有収水量の実績

4)の実績により、浄水場系統別の中分類での動向把握を行うものとする。

中分類とは、公衆浴場用・公用・学校用・医療用・事務所用・営業用をいう。

②本市が示す大津市総合計画の地域の特性について、次の地域毎に把握するものとする。

(志賀・北部・中部・南部・東部の商業地域)

③中分類での各用途別における予測手法を検討するものとし、その方法は、用途別に水需要に影響する要因の検討をするもので、具体的には学校、医療は年齢別人口、営業用は景気の動向などの需要を算出するものとする。

④中分類の予測

影響要因により、予測7法による予測、又は重回帰予測を行うものとし、予測結果を集計するものとする。

8) 工場用有収水量の算定

①浄水場系統別の工場用有収水量の実績

4)の実績により、浄水場系統別の工場用水量における動向把握を行うものとする。

②工場用の大口使用量の占める割合と、その他工場用の把握を行うものとする。

③本市が示す大津市総合計画の地域の特性について、次の地域毎に把握するものとする。

(志賀・北部・中部・南部・東部の工場地域)

④工場用の大口使用量の予測

大口使用の工場用については、使用実態及び加算水量の把握を行い、影響要因や将来見込みでの条件設定を検討し、予測7法による予測、又は重回帰予測を行うものとする。その他工場用は、使用実績から予測7法による予測、又は重回帰予測を行うものとし、予測結果を集計するものとする。

9) その他有収水量の算定

4) により、浄水場系統別のその他用水量における動向把握を行うものとし、予測7法による予測を行うものとする。

10) 大規模開発等の加算水量の設定

本市担当者と協議の上、今後の大規模開発（宅地開発、商業・工場等の開発）による加算水量・加算時期を設定し、予測水量に加えるものとする。

11) 有収率の設定

浄水場別の有収率について、平成27年度～令和6年度の過去10年間の実績を本市から提示する。

受託者は本市担当者と協議の上、令和7年度～令和17年度の浄水場別での有収率の目標値を設定するものとする。

12) 有効率の設定

メーター不感率、事業用水量（洗管水量、常時排水量、消火水量ほか）の設定及び、事故時の漏水量の検討を行い、本市担当者と協議の上、有効率を設定するものとする。

13) 負荷率の設定

浄水場別の負荷率について、平成27年度～令和6年度の過去10年間の実績を把握するとともに、自然要因、人的要因の影響要因の検討を行うものとする。また、浄水場別負荷率の最小値、平均値、最大値の3つの設定による需要予測を行い、最小値を採用するものとする。

14) 水需要予測の算定及びグラフ化

①浄水場別による予測集計表を作成し、浄水場ごとの予測水量をグラフ化するものとする。

なお、グラフ化は1日最大給水量（負荷率、最少、平均、最大の3パターン）及び1日平均給水量を示すものとする。

②浄水場ごとの需要予測を積上げて、市全体予測集計表を作成し、グラフ化するものとする。

15) 水需要予測の検証

①予測は、負荷率の最小・平均・最大値の設定により、上位・中位・下位の予測とし、検証するものとする。

②上位予測は、水利使用許可申請の予測に採用するものとし、上位予測値が、現行浄水場能力に至らない場合は、本市担当者と協議するものとする。

③下位予測は、給水収益予測を念頭に検証するものとする。

3. 水利使用許可申請に係る書類作成

①作業用水の実績及び設定

浄水場別の過年度実績を把握し、また予測に伴う水量設定を行うものとする。

②取水量の算定

水需要予測の変更が生じることによる取水量の変更数量を算出するものとする。

③浄水処理マスバランスの作成（修正）

取水量の変更による各浄水場のマスバランスを修正実施するものとする。

④水利計算書

現状の水利計算書を基に、変更後の取水量に対する水利計算書を作成する。なお、本申請において、工作物の新築等はないものとする。

⑤河川法申請書添付資料について

河川法施行規則第11条（流水の占用の許可等の申請）に定める書類及び本市担当者が求める書類の作成を行うものとする。

⑥申請書類の修正対応について

河川管理者からの申請書補正依頼に対し、修正の対応を行うものとする。

4. 業務工程

1) 水需要予測は、7月末までを目安とする。

2) 水利使用許可申請書の作成は、申請に係る適切な時期までに行うこと。なお、水利使用許可申請書の提出時期は、河川管理者との協議により決定する。

3) 申請書に対する国の補正依頼の対応は、2月末までとする。

5. 提示資料

1) 水需要予測にかかる資料

①浄水場系統の区域分割に係る資料（割り振り率算出調書ほか）

②大津市人口推移（平成27年度～令和6年度：町別・学区別）

③大津市人口推計

④浄水場別の取水量、送（配）水量、作業用水量の実績（平成27年度～令和6年度）

⑤有収水量の実績（平成27年度～令和6年度） ※町別・学区別の大分類（生活用、業務・営業用、工場用、その他）データ。 なお、業務・営業用は中分類データを含む。

⑥普及率、有収率、負荷率に関する実績資料。ただし、浄水場別の詳細実績については、本市担当者と協議すること。

⑦大津市総合計画での地域特性に関する資料

⑧その他の大口使用量や大規模開発で見込まれる加算水量等に係る資料は、本市担当者と協議すること。

6. その他事項

1) 提示資料については、預かり及び返却を書面で行うこととする。

2) 成果品・提出書類については、業務完了後において、本市により修正等が可能となるようにデータを整理して提出すること。

3) 業務の実施にあたっては、担当課と十分に連絡を保つこと。また、監督職員の指示に対しては遅滞なく対応すること。

4) 契約締結後、速やかに委託業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。

第3章 成果品の提出

1) ワードプロソフトは、「Microsoft Word」Word2016以上とする。

2) 計算ソフトは、「Microsoft Excel」Excel2016以上とする。

3) 図面の電子媒体ファイル形式については、「DWG」及び「DXF」とし、ファイル名、図面サイズ（縮尺）等については、適宜監督職員と協議し決定するものとする。

4) 本設計成果品一覧表に該当しない設計項目、成果品項目、またはそれ以外の項目があった場合は、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

不当介入 不当要求
業務妨害 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課 課
受託者	所在地	(本社)	電話() - FAX() -
		(現場事務所)	電話() - FAX() -
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名) 電話() -	
		(対応者)	
		所属会社名	電話() -
氏名			
	役職		
不当介入の 行為者	住所	電話() - FAX() -	
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕(下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話() - FAX() -
工 事 件 名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有・無		
	(通報先警察署)	滋賀県 警察署	課
	(通 報 日 時) 令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受託者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備及び報告）

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還）

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知等）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、

個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。